

神戸市告示第 176 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の一部の指定を次のとおり解除する。

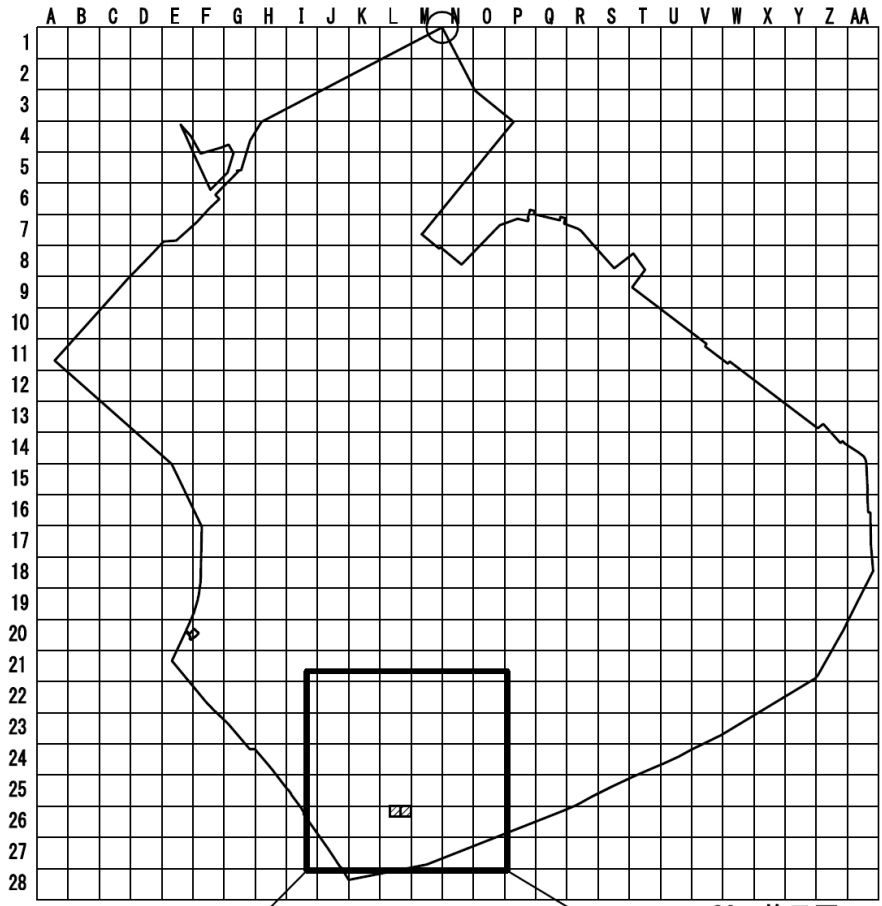
平成 29 年 6 月 14 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域
中央区東川崎町 2 丁目 14 番の一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
水銀及びその化合物
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

別図

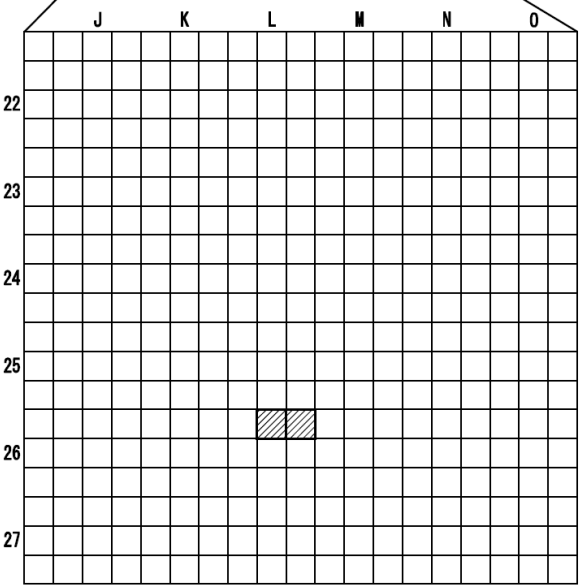
<起点>
 起点は、神戸市中央区東川崎町2丁目14番1の北端(Na.3126)地点とする。
 <格子の回転角度>
 24° 12' 28"
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。



30m格子図

<凡例>

- 起点
- 敷地境界線
- ▨ 基準不適合区画の指定を解除する区画



10m格子図

